

いきいき長寿プランふじさわ 2020

～藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画～ の策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、高齢化が進展する中、すべての団塊の世代が75歳に達する2025年（平成37年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供する体制づくりを進めています。

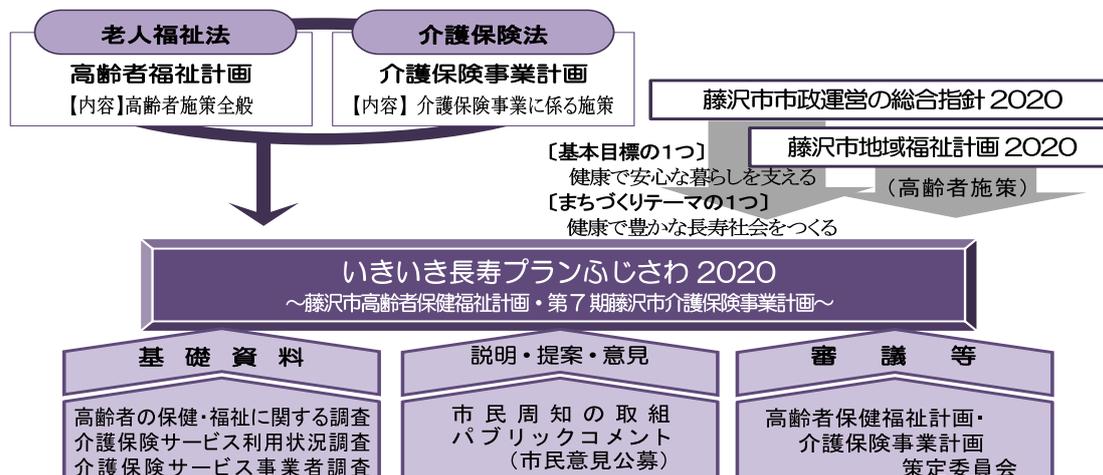
また、平成30年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援や重度化防止、医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が示されました。

本計画では、すべての市民を対象とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の基本理念のもと、こうした新たな取組を加え、さらに地域と連携を図り、高齢者施策を展開していきます。

(2) 計画のあらまし

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者福祉計画（法定の用語は「老人福祉計画」）と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しております。また、本市の重点方針及び重点施策を位置づけた「藤沢市市政運営の総合指針2020」の基本目標及びまちづくりテーマ、並びに地域における福祉の各分野に共通して取り組む事項を定めた「藤沢市地域福祉計画2020」との整合性を図り、推進します。

計画の策定にあたっては、基礎資料とするための様々な調査を実施するとともに、パブリックコメント（市民意見公募）を行い、広く市民の皆様からご意見をいただきました。さらに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、本計画の内容を審議し、計画を策定しました。



(3) 計画の期間

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定により、3年ごとに策定するため、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間です。また、本計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、団塊の世代が75歳以上に達する2025年（平成37年）を見据えて策定します。

なお、計画期間の最終年度である平成32年度には見直しを行い、平成33年度以降の計画を新たに策定する予定です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成37年度
いきいき長寿プランふじさわ2017 (藤沢市高齢者保健福祉計画・第6期藤沢市介護保険事業計画)			【本計画】 いきいき長寿プランふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画)			2025年を見据える	

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画の策定にあたって、パブリックコメント（市民意見公募）を実施し、広く市民の皆様からご意見を伺いました。

【実施結果概要】

実施案件	「(仮称)いきいき長寿プランふじさわ2020～藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画～」素案	
実施期間	2017年（平成29年）11月13日～2017年（平成29年）12月12日	
提出数	49通（ホームページ：36通，持参：3通，FAX：10通）	
意見総数	75件	
意見	① 計画全般	2
	② 地域住民の交流・居場所づくり	6
	③ 健康づくり・介護予防の推進・食のサポート	3
	④ 認知症施策の推進	2
	⑤ 在宅医療・介護連携の推進	2
	⑥ 相談支援体制・孤立化防止	3
	⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業・地域ケア会議	3
	⑧ 介護人材育成・確保等の取組	2
	⑨ 介護報酬	2
	⑩ サービスの質の担保	3
	⑪ 介護保険事業所の整備	45
	⑫ 介護保険料・介護保険サービス利用料	2

【主な意見と市の考え方】

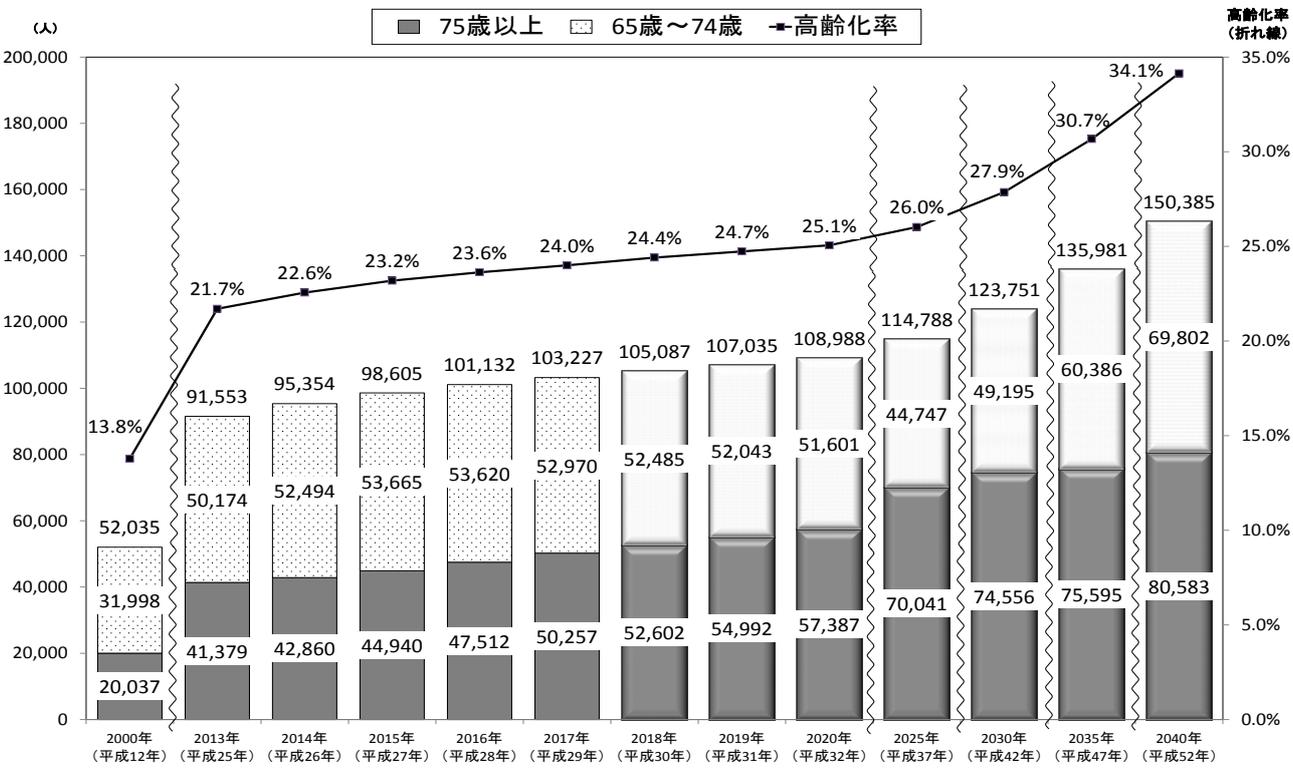
類型化した主な意見	市の考え方
<p>地域の縁側については、単に数を増やすのではなく、地域の人たちが主体的にかかわる仕組みを取り入れ、やりがいや生きがいを感じて生活できることが、子どもにとっても住みよい地域づくりにつながる。そのためには、地域ニーズに合った整備を進めていく必要がある。</p> <p>地域の縁側では、利用者に寄り添いながら生活支援の相談窓口として取り組んでいるところがある。市としても、そのような事業所の支援や育成に取り組むことで充実した事業になるのではないかと。</p>	<p>地域の縁側については、地域にとって幅広い効果が期待できるよう、地域の実情をしっかりと把握し、世帯間交流をはじめ、高齢者のやりがいや生きがいづくり等につながるよう整備を進めていきます。</p> <p>また、地域の縁側では、ちょっとした日常生活の困りごとなどを相談できる場としていますが、状況に応じて、関係機関と連携できる体制の充実に向け、取組を進めていきます。</p>
<p>健康づくり・介護予防の推進において、自助としてのセルフメディケーションの推進の普及啓発と、それを支援する仕組みや環境整備が必要ではないかと。</p>	<p>健康づくり・介護予防の取組において、自助の考え方は重要であり、住民への普及啓発と、それを支援する仕組みや環境整備が必要であり、計画にも記載します。</p>
<p>介護予防・日常生活支援総合事業において、地域リハビリテーション活動支援事業を一般介護予防事業内に位置づけてはどうか。</p> <p>「高齢者の通いの場」への支援が、自治会など、その他の地域コミュニティへの支援に広げられないかと。</p>	<p>地域リハビリテーション活動支援事業は、一般介護予防事業のなかで展開しておりますが、よりわかりやすい記載方法を工夫していきます。</p> <p>また、「高齢者の通いの場」に限らず、高齢者が様々な地域コミュニティに参加することそのものが介護予防になると捉えています。</p>
<p>限られた人材を取り合う状況が現在あると感じており、介護職の担い手拡大が今後ますます必要となるため、より一層の介護人材の育成・確保、介護職の処遇改善への取組をお願いしたい。</p> <p>介護職員の賃金を増やさなければ、良い人材の確保や職員の定着につながらない。医師や看護師に比べ、介護職員の賃金は少なく根本的な見直しが必要である。</p>	<p>介護職員の賃金改善を図るため、国では、平成29年度から月額1万円相当を引き上げる処遇改善加算の改定を行っており、本市では、その改定による介護保険サービス事業所の影響を見据えるとともに、介護人材育成・定着が進むよう事業所の支援に努めていきます。</p>
<p>介護施設毎にサービス内容の格差が見られるため、問題等がある施設に対しては、市が状況等を把握し、法令に基づき厳格な対応をしていただきたい。</p>	<p>介護保険サービスの事業所に対しては、よりよいケアの実現に向けて、必要に応じて、神奈川県と連携を図りながら、実地指導等による適切な対応を行っていきます。</p>

2 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢化の状況

① 高齢化の動向と今後の見通し

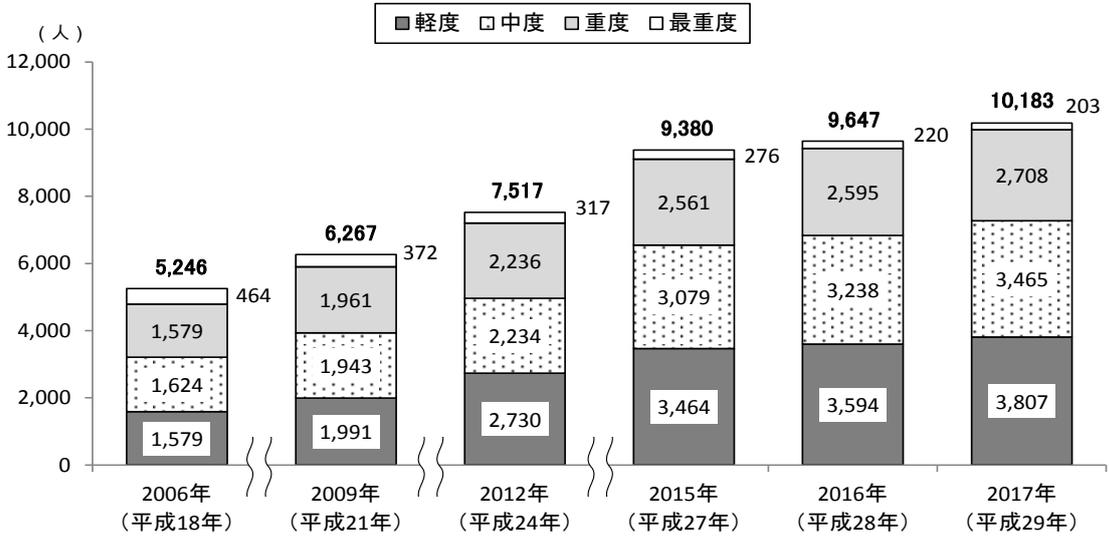
本市の高齢化率は、平成25年には21%を超え、超高齢社会に突入し、今後も上昇し続け、2025年(平成37年)には26.0%となる見込みです。



※ 平成29年までは、住民基本台帳による(各年10月1日現在)。
 ※ 平成30年以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用(各年10月1日現在)。

② 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2017年(平成29年)9月末現在で10,183人となっており、毎年増加傾向にあります。

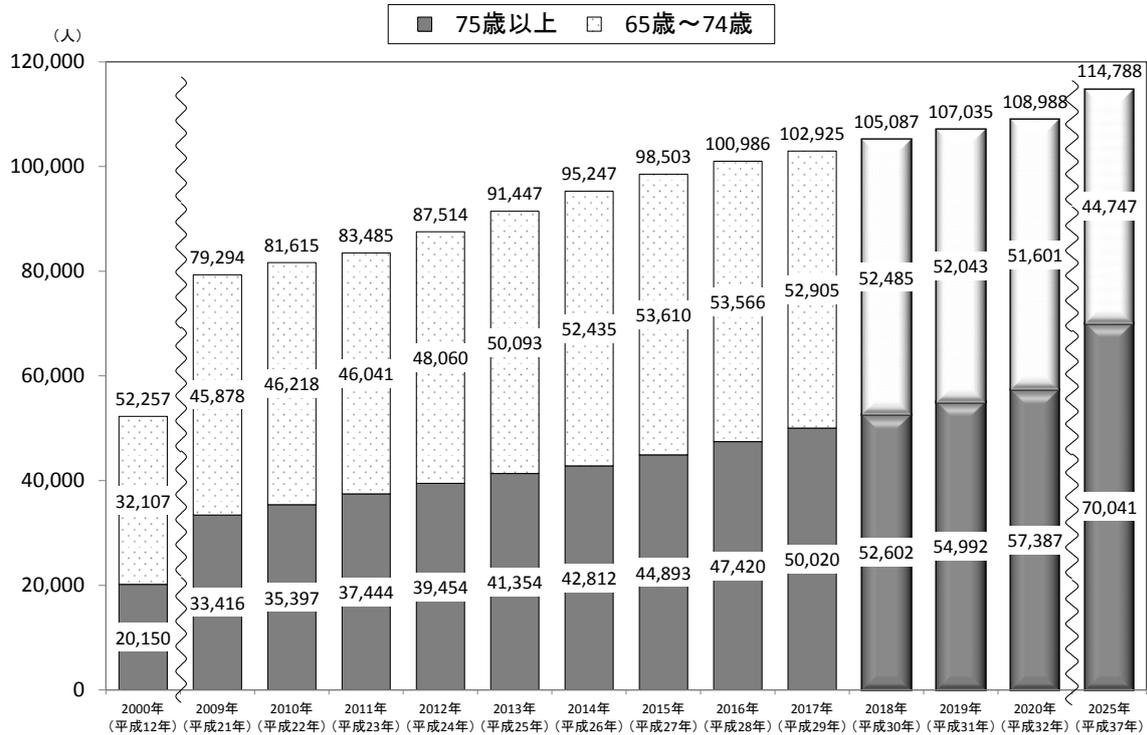


※ 2006年(平成18年)～2012年(平成24年)は各年度末現在。2015年(平成27年)以降は9月末現在。

(2) 介護保険を取り巻く状況

① 第1号被保険者の動向と今後の見通し

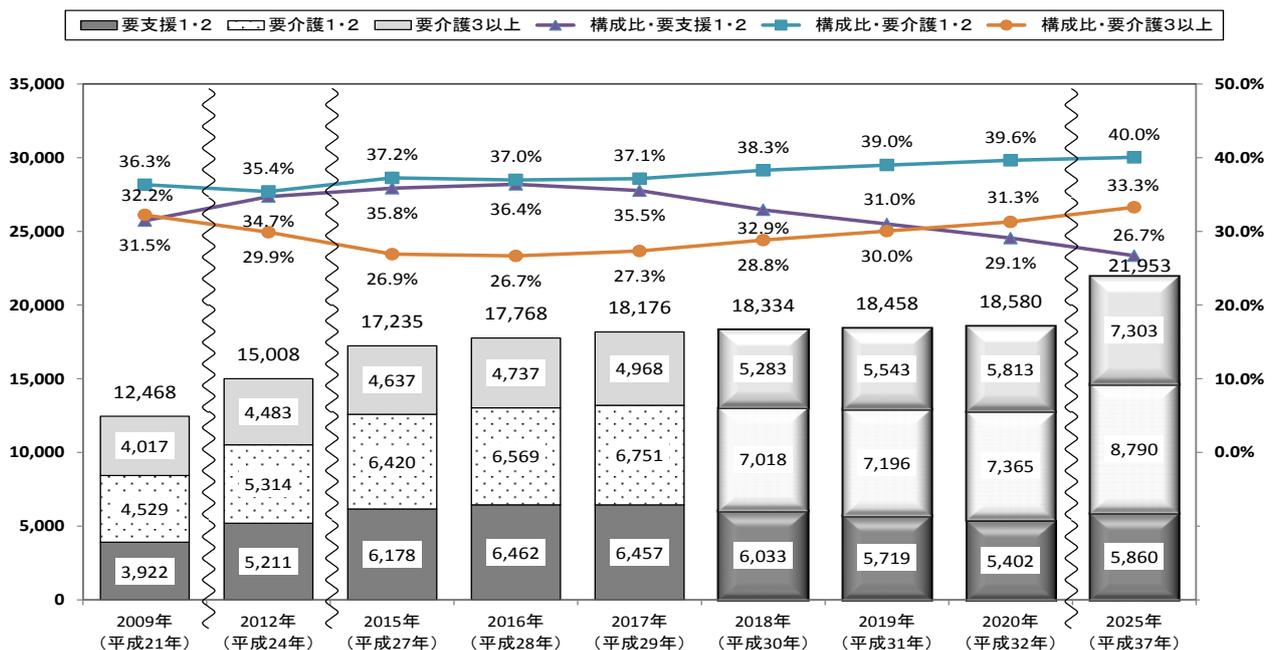
高齢化の進展に伴い、本市の第1号被保険者は、今後も増加する見込みとなっています。



※ 各年9月末現在。但し、平成30年以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。

② 要介護・要支援認定者の動向と今後の見通し

要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）については、本計画の最終年度である2020年（平成32年）では、2018年（平成30年）から246人の増加を見込んでおり、18,580人となる見通しです。



※各年9月末現在。但し、平成30年以降は推計値。

(3) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

① 高齢者の捉え方の意識改革

今後の超高齢社会の進展を見据え、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的感覚から、意欲がある高齢者については、自らが地域を「支える側」(地域の担い手)に回るという意識改革が求められています。

② 健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組も必要です。

また、高齢期においては、地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

③ 自立支援・重度化防止に向けた取組のしくみづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることができること、たとえ要支援・要介護状態になっても、状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

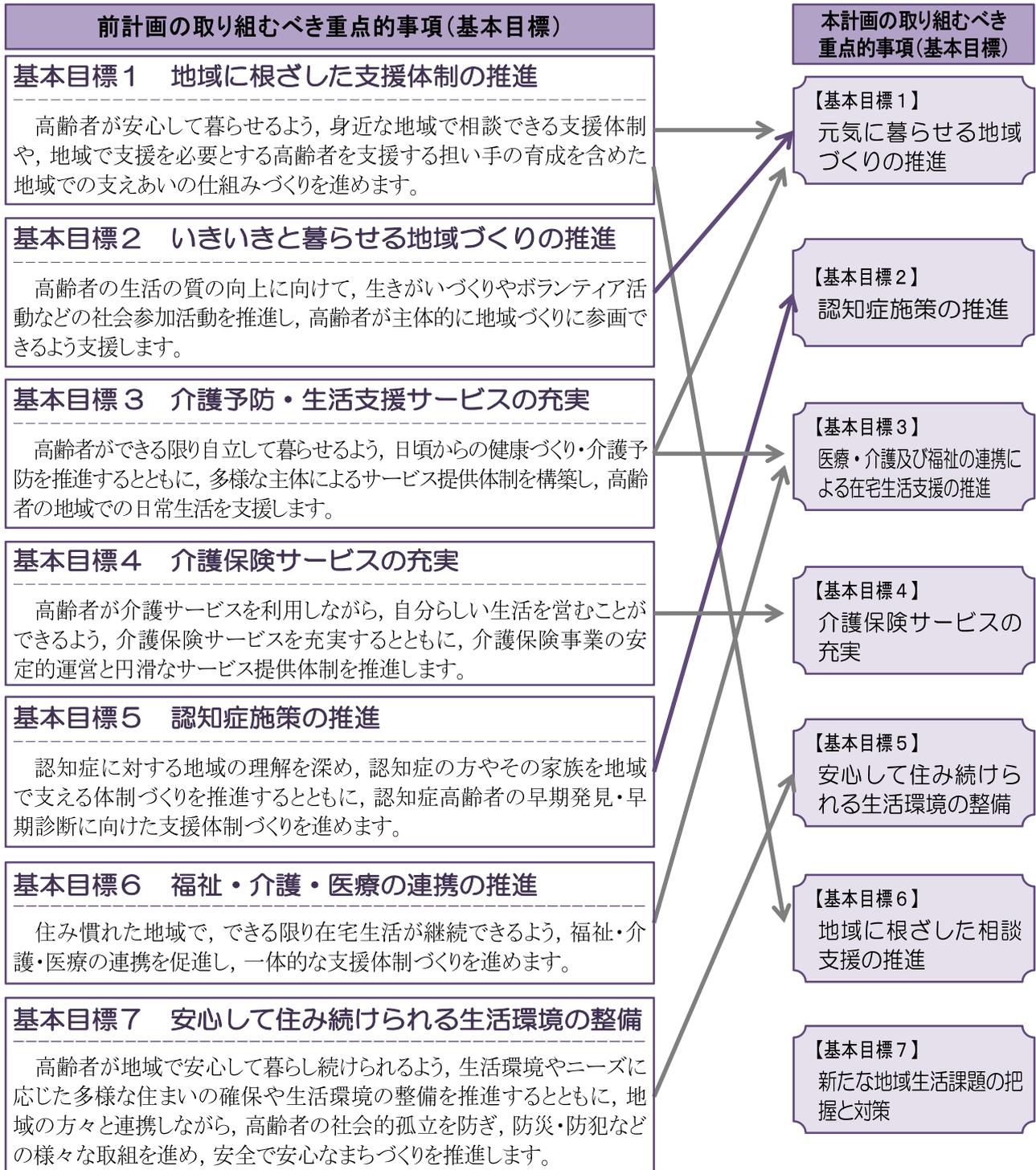
④ 相談機能の強化・支援体制の充実

地域包括支援センターをはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体などが相互に連携して、各分野を超えて相談を丸ごと受け止める相談体制と、相談者やその世帯に寄り添い、自己決定権を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどに関する多機関が連携した包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

(4) 取り組むべき重点的事項

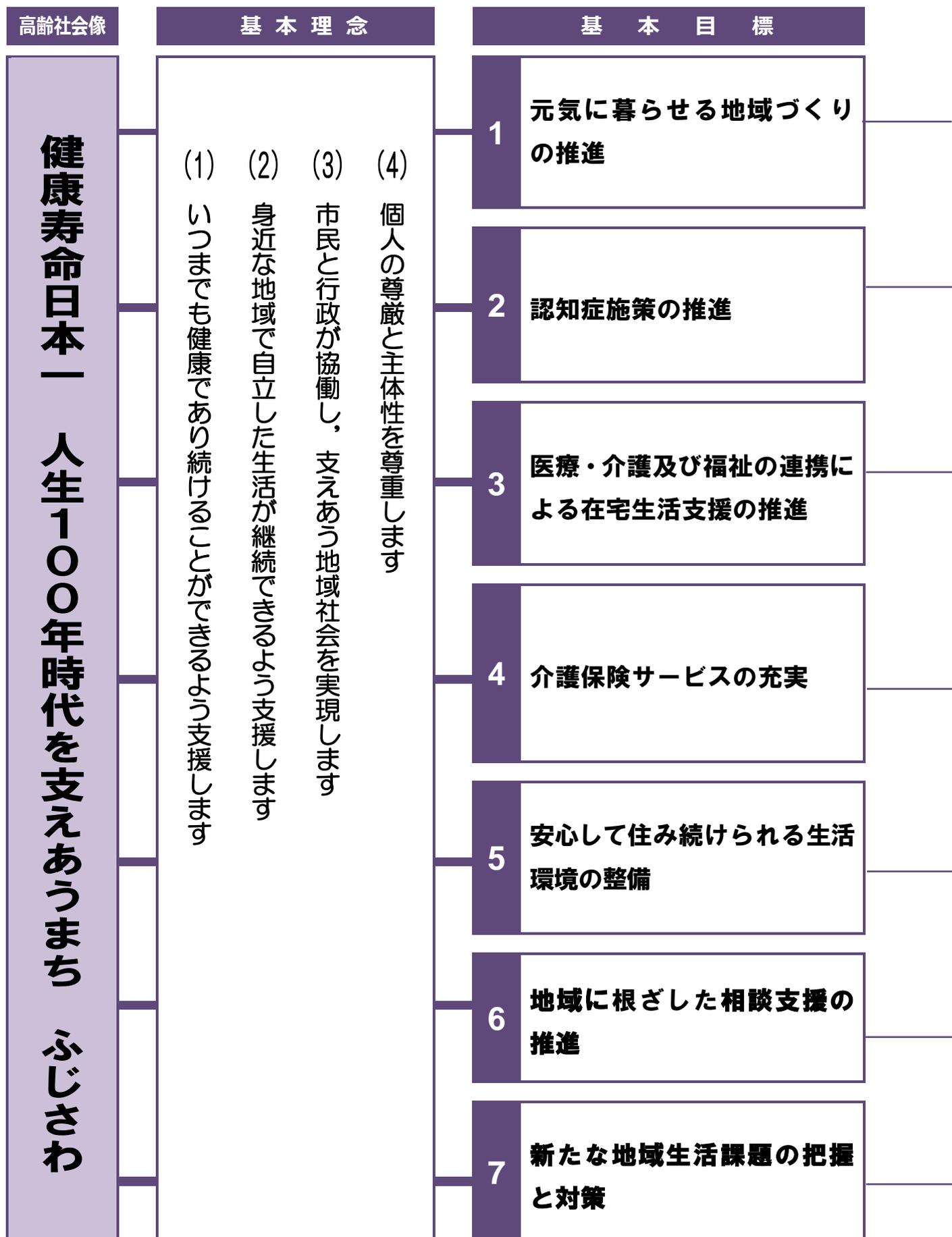
現計画「いきいき長寿プランふじさわ2017」の取り組むべき重点的事項では、地域包括ケアシステムの構築を目指し、様々な施策を実施してきました。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進める必要があることから、現計画の取り組むべき重点的事項を継続課題として継承するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。



3 基本構想

本計画の推進に向けた施策体系



施 策 (施策の展開)

1	施策1 生きがいづくりの支援	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援
	施策2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 地域活動団体への支援
	施策3 地域コミュニティの活性化	(1) 地域交流拠点の推進 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進
	施策4 健康寿命の延伸	(1) 健康づくり・介護予防事業の推進 (2) フレイル予防の促進
2	施策1 認知症予防の推進	認知症予防のための事業の充実と普及啓発
	施策2 認知症支援体制の充実・強化	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 (2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指した地域づくり
3	施策1 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供 (3) 介護者への支援（ケアラーケア）
	施策2 在宅医療・介護連携の推進	多機関協働による包括的支援体制の推進
	施策3 自立支援・重度化防止の取組	(1) 生活支援の体制整備 (2) 地域ケア会議の開催 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4	施策1 介護保険サービスの安定的な提供	(1) 事業者への支援 (2) 介護人材の確保及び資質向上 (3) 適切な情報提供と制度の普及啓発 (4) 事業所の整備
	施策2 介護保険制度の適正な運営	(1) サービスの質の担保 (2) 介護給付費等の適正化の推進 (3) 低所得者対策 (4) 介護相談員派遣事業 (5) 介護保険運営協議会
5	施策1 住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進
	施策2 安全・安心なまちづくりの推進	防災・防犯などに対する取組の促進
6	施策1 地域の相談支援体制の充実・強化	(1) 相談支援体制の機能強化 (2) 権利擁護の推進
	施策2 地域と連携した見守り活動の推進	多様な主体が連携した見守り体制の強化
7	施 策 地域の実情に応じた取組の推進	地域の実情に応じた取組の推進

4 施策の展開

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、社会情勢の変化や現計画の実施状況などを踏まえ、各施策に様々な事業を位置づけ、推進していきます。

基本目標 1 元気に暮らせる地域づくりの推進

高齢者の生活の質の向上に向けて、日頃からの健康づくり・介護予防、多様な活動や居場所の提供、ボランティア活動、就労・就業支援の促進など、地域や関係機関などと、さらなる連携を図り、高齢者が元気に暮らせるよう支援していきます。

【施策 1】 生きがいくりの支援

施策の展開	主 な 事 業
(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援	① シニア世代の起業支援 ② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） ③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 ⑤ 敬老会 ⑥ 敬老祝金 ⑦ いきいきシニアライフ応援事業 ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家
(2) 生涯学習などの支援	① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 ② 高齢者を対象とした生涯学習 ③ 図書館宅配サービス

【施策 2】 社会参加活動の支援

施策の展開	主 な 事 業
(1) ボランティアの育成・支援	① ふじさわボランティアセンターとの連携 ② 地区ボランティアセンターへの支援 ③ いきいきパートナー事業 ※（総）
(2) 高齢者の就労・就業支援の促進	① シルバー人材センターへの支援 ② 中高年齢者向け就労支援セミナー
(3) 地域活動団体への支援	① 市民自治組織・地域団体への支援 ② 市民参加型団体等の育成・支援 ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成

【施策 3】 地域コミュニティの活性化

施策の展開	主 な 事 業
(1) 地域交流拠点の推進	① 地域ささえあいセンター ※（総） ② 地域の縁側 ③ 高齢者の通いの場 ※（総）
(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進	① 藤沢市社会福祉協議会との連携 ② 地区社会福祉協議会への支援

【施策4】 健康寿命の延伸

施策の展開	主 な 事 業
(1) 健康づくり・介護予防事業の推進	① 一般介護予防事業 普及啓発の推進 ※ (総) ② 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援の推進 ※ (総) ③ 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業の推進 ④ 介護予防ケアマネジメント※ (総) ⑤ 健康づくりの推進
(2) フレイル予防の促進	① フレイル予防事業 ② オーラルフレイル予防 (口腔機能低下予防) 事業 ③ 高齢者の食育の推進

※ (総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

基本目標2 認知症施策の推進

認知症高齢者が、できる限りいつまでも、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代や民間企業を含む様々な対象に対する認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方やそのご家族を地域で支える体制づくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制づくりを推進するとともに、地域や関係機関等とさらなる連携を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

厚生労働省が示す「新オレンジプラン」に基づき、本市においても、「藤沢版おれんじプラン」作成に向け、関係機関の専門職などのご意見を伺う中で、現状や課題の把握、方向性の明確化、具体的な認知症施策の推進に、積極的に取り組んでいきます。

【施策1】 認知症予防の推進

施策の展開	主 な 事 業
認知症予防のための事業の充実と普及啓発	① 介護予防事業 (認知症に係るもの) ※ (総) ② 認知症予防教室 ※ (総)

【施策2】 認知症支援体制の充実・強化

施策の展開	主 な 事 業
(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応	① 認知症簡易チェックサイト ② もの忘れ相談 ③ 認知症初期集中支援チーム ④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供
(2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指した地域づくり	① 認知症ケアパスの活用 ② 認知症サポーター養成講座 ③ おれんじサポーターの養成 ④ 認知症地域支援推進員 ⑤ 認知症カフェの開催 ⑥ 徘徊高齢者 SOS ネットワーク ⑦ 高齢者位置情報提供事業

※ (総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

基本目標3 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

【施策1】 日常生活の支援

施策の展開	主 な 事 業
(1) 生活支援サービスの提供	① 生活支援型ホームヘルプサービス ⑥ 福寿医療費助成 ② 給食サービス ⑦ あんしん みまもりカード ③ ごみの一声ふれあい収集 ④ 高齢者いきいき交流事業 ⑤ ふれあい入浴事業
(2) 在宅福祉サービスの提供	① 緊急通報サービス ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 ② 紙おむつの支給 ⑦ 福祉有償運送 ③ 寝具乾燥消毒サービス ④ 一時入所サービス ⑤ 訪問理美容サービス
(3) 介護者への支援（ケアラーケア）	① 家族介護者教室 ② ケアラー（介護者）に対する支援の充実

【施策2】 在宅医療・介護連携の推進

施策の展開	主 な 事 業
多機関協働による包括的支援体制の推進	① 在宅医療支援センター ② 在宅医療推進会議 ③ 在宅医療に関する普及啓発 ④ 多職種研修会 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） ⑥ 要介護高齢者歯科診療事業 ⑦ かかりつけ薬局の普及啓発

【施策3】 自立支援・重度化防止の取組

施策の展開	主 な 事 業
(1) 生活支援の体制整備	① 生活支援コーディネーター ② 協議体の開催
(2) 地域ケア会議の開催	① 地域ケア会議
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	① 介護予防訪問型サービス・訪問型サービスA ② 訪問型サービスAヘルパー養成研修 ③ 介護予防通所型サービス ④ 通所型サービスB ⑤ 訪問型サービスB ⑥ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） ⑦ 訪問型サービスD（移動支援）

基本目標 4 介護保険サービスの充実

介護や支援が必要になっても、適切な介護サービスを受けながら、住み慣れた地域で、できる限り暮らしていけるよう、介護保険事業の適正な運営と安定的なサービス提供体制を推進します。

【施策 1】 介護保険サービスの安定的な提供

施策の展開	主 な 事 業
(1) 事業者への支援	① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し ② ケアマネジメントリーダー事業
(2) 介護人材の確保及び資質の向上	① 介護職員初任者研修受講料助成事業 ② 特別養護老人ホーム等人材育成定着事業 ③ 地域密着型サービス事業所人材育成定着事業 ④ 介護のしごと相談会事業
(3) 適切な情報提供と制度の普及啓発	
(4) 事業所の整備	① 施設サービスの整備 ② 地域密着型サービスの整備

【施策 2】 介護保険制度の適正な運営

施策の展開	主 な 事 業
(1) サービスの質の担保	
(2) 介護給付費等の適正化の推進	① 要介護認定の適正化 ② ケアプラン点検 ③ 縦覧点検・医療情報との突合 ④ 介護給付費通知 ⑤ 住宅改修等の点検
(3) 低所得者対策	① 保険料の減免制度 ② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 ③ 居宅サービス等自己負担額助成
(4) 介護相談員派遣事業	
(5) 介護保険運営協議会	

基本目標5 安心して住み続けられる生活環境の整備

高齢者のニーズに応じた多様な住まい方の確保を含めた生活環境全般の整備を進めるとともに、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進します。

【施策1】 住まいなどの生活環境の整備

施策の展開	主 な 事 業
(1) 多様な住まい方の確保・支援	① 養護老人ホーム ② サービス付き高齢者向け住宅 ③ 高齢者向け市営住宅 ④ 高齢者の住まい探し支援 ⑤ 生活援助員の派遣
(2) 人にやさしいまちづくりの推進	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 ② 都市公園のバリアフリー化 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 ④ 道路バリアフリー化の推進 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 ⑥ 移動交通手段の確保 ⑦ 湘南すまいるバス

【施策2】 安全・安心なまちづくりの推進

施策の展開	主 な 事 業
防災・防犯などに対する取組の促進	① 高齢者の交通安全教室など ② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり ③ ひとり暮らし高齢者などへの防火指導

基本目標6 地域に根ざした相談支援の推進

地域の相談支援体制の機能強化を図るとともに、地域住民のつながりや絆、多様な主体との連携によって、高齢者や介護をする家族の孤立化・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みづくりを推進します。

【施策1】 地域の相談支援体制の充実・強化

施策の展開	主 な 事 業
(1) 相談支援体制の機能強化	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） ② 基幹型地域包括支援センター ③ いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 ⑥ 地区福祉窓口 ⑦ 民生委員・児童委員 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 ⑨ 消費生活相談 ⑩ 保健福祉総合システム
(2) 権利擁護の推進	① 高齢者虐待の防止 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 ③ 成年後見制度利用支援事業 ④ 日常生活自立支援事業への助成 ⑤ 市民後見人の育成・支援

【施策2】 地域と連携した見守り活動の推進

施策の展開	主 な 事 業
多様な主体が連携した見守り体制の強化	① 高齢者見守りネットワーク ② 友愛チーム

基本目標7 新たな地域生活課題の把握と対策

13圏域ごとに、新たな地域生活課題（福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等）と地域の社会資源を把握し、支援関係機関等との連携により、今後の対策を検討していきます。

【施策】 地域の実情に応じた取組の推進

施策の展開	主 な 事 業
地域の実情に応じた取組の推進	① 地区ボランティアセンターへの支援※（再） ② 地域ささえあいセンター※（再） ③ 地域の縁側※（再） ④ 高齢者の通いの場※（再） ⑤ 藤沢市社会福祉協議会との連携※（再） ⑥ 地区社会福祉協議会への支援※（再） ⑦ 地域ケア会議※（再） ⑧ 生活支援コーディネーター※（再） ⑨ 協議体の開催※（再） ⑩ いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）※（再） ⑪ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※（再） ⑫ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」※（再） ⑬ 地区福祉窓口※（再） ⑭ 民生委員・児童委員※（再）

※（再）・・・再掲事業の略

5 介護保険事業と保険料

(1) 給付費等総額推計のとりまとめ

第7期（平成30年度から平成32年度まで）の第1号被保険者の介護保険料を算定するために必要な3年間の給付費等総額（標準給付費及び地域支援事業費）です。

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画期間中 合 計
標準給付費見込額（計）	24,727,998	25,766,717	27,417,626	77,912,341
総給付費（一定以上所得者負担調整後）	23,413,658	24,364,392	25,921,576	73,699,626
総給付費（計）	23,439,100	24,112,506	25,365,370	72,916,976
居宅介護サービス	11,583,050	11,600,521	11,849,480	35,033,051
介護予防サービス	748,410	816,611	908,665	2,473,686
地域密着型サービス	4,196,770	4,401,403	4,703,089	13,301,262
地域密着型介護予防サービス	56,020	58,993	63,356	178,369
施設サービス	6,854,850	7,234,978	7,840,780	21,930,608
利用者負担見直しに伴う財政影響額*1	▲25,442	▲38,042	▲38,760	▲102,244
消費税等の見直しを勘案した影響額*2	0	289,928	594,966	884,894
特定入所者介護サービス費等給付額	560,650	602,555	647,502	1,810,707
高額介護サービス費等給付額	629,000	667,563	708,390	2,004,953
高額医療合算介護サービス費等給付額	97,950	103,955	110,313	312,218
算定対象審査支払手数料	26,740	28,252	29,845	84,837
地域支援事業費（計）	1,870,993	1,969,767	2,100,651	5,941,411
介護予防・日常生活支援総合事業	1,360,244	1,481,872	1,615,019	4,457,135
包括的支援事業	448,014	444,611	441,118	1,333,743
任意事業	62,735	43,284	44,514	150,533
給付費等総額	26,598,991	27,736,484	29,518,277	83,853,752

*1 …一定以上所得者の利用者負担額が3割負担となる見直しによる財政影響額。

*2 …2019年10月に予定されている消費税等の引き上げ及び勤続年数10年以上の介護福祉士の処遇改善による影響額。

(2) 第1号被保険者の介護保険料

① 介護保険料の算出

計画期間中の給付費等総額から、第1号被保険者負担分相当額を算出し、調整交付金の交付見込額・介護保険事業運営基金の取り崩し額を勘案したうえで、保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額をあらかじめ想定した予定保険料収納率で除したものが、予定保険料収納額（介護保険料として賦課しなければならない額）です。この額を第1号被保険者数で除したものを12月で除したものが、第1号被保険者1人あたりの保険料基準月額となります。算出された介護保険料基準月額は、4,700円となり、第6期と同額になることから、第7期の基準月額は据え置きとします。

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 〔A=B+C〕	83,853,752 千円
標準給付費見込額(計)	B		77,912,341 千円
地域支援事業費(計)	C		5,941,411 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 〔D=A×23%〕	19,286,363 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 〔E=交付対象額×5%〕	4,118,473 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額 (約3.37%を想定)	2,779,932 千円
財政安定化基金		市町村における財政不足を補うため、都道府県単位で設置する基金	
財政安定化基金償還金	G	第6期計画期間に資金の貸付を受けていないため	0 千円
介護保険事業運営基金	H	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し額	1,963,000 千円
保険料収納必要額	I	〔I=D+E-F+G-H〕	18,661,905 千円
予定保険料収納率	J	平成27・28年度の実績と平成29年度の収納実績等を勘案して推計	98.6 %
予定保険料収納額	K	〔K=I÷J〕	18,926,881 千円
補正後第1号被保険者数	L	本計画期間の各所得段階別第1号被保険者数に各所得段階別負担割合を乗じたものの合計	335,569 人
保険料基準月額		1か月あたりの第1号被保険者基準保険料〔K÷L÷12月〕	4,700 円
(参考) 第6期保険料基準月額			4,700 円

② 所得段階別 介護保険料

第7期の所得段階別に定める介護保険料は次のとおりです。

段階	対象者	負担割合	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額* ² が80万円以下の者	0.45* ¹ (0.50)	25,380円 (28,200円)	2,115円 (2,350円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額* ² が80万円を超え120万円以下の者	0.60	33,840円	2,820円
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額* ² が120万円を超える者	0.70	39,480円	3,290円
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額* ² が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	0.90	50,760円	4,230円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額* ² が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	1.00	56,400円	4,700円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が125万円未満の者	1.10	62,040円	5,170円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が125万円以上200万円未満の者	1.30	73,320円	6,110円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が200万円以上300万円未満の者	1.50	84,600円	7,050円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が300万円以上400万円未満の者	1.60	90,240円	7,520円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が400万円以上600万円未満の者	1.80	101,520円	8,460円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が600万円以上1000万円未満の者	1.90	107,160円	8,930円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額* ³ が1000万円以上の者	2.00	112,800円	9,400円

*1 第7期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第6期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られています。本市は、この施策を受けて第1段階の負担割合を「0.50」から「0.45」に引き下げています。

*2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額のことです。

*3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことです。

6 計画の成果指標と推進体制

(1) 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、7つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

基本目標	成果指標項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値	出典
【基本目標 1】 元気に暮らせる地域づくりの推進	主観的健康感（非常に健康である・健康である）	69.9%	77.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	地域活動への参加率	33.4%	40.0% (平成 31 年度)	
	外出頻度（週に 3 日以上外出する割合）	81.4%	83.0% (平成 31 年度)	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.4%	45.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
【基本目標 2】 認知症施策の推進	累計認知症サポーター数	16,469 人	23,000 人 (平成 32 年度)	福祉健康部調べ
【基本目標 3】 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活の支援	高齢者の在宅サービス満足度	21.4%	23.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医師の有無	83.7%	85.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	82.0%	83.0% (平成 31 年度)	
	かかりつけ薬局の有無	69.2%	80.0% (平成 31 年度)	
【基本目標 4】 介護保険サービスの充実	介護保険サービスの満足度 (各種サービスの平均)	68.8%	70.0% (平成 31 年度)	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標 5】 安心して住み続けられる生活環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合（全くない・ほとんどない）	48.0%	50.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	71.2%	73.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
【基本目標 6】 地域に根ざした相談支援の推進	地域包括支援センターの認知度 (各出典の平均値)	61.9%	66.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉総合相談支援センター相談件数※	4,095 件	3,492 件 (平成 32 年度)	福祉健康部調べ
	福祉が充実し子どもから高齢者まで守られていると感じる割合	48.2%	50.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査

※「福祉総合相談支援センター相談件数」は、2018年（平成30年）1月本庁舎への移転以降、母子手帳などの交付業務を移管したため、当該業務に付随する相談件数が減少する見込み。

(2) 計画の推進体制

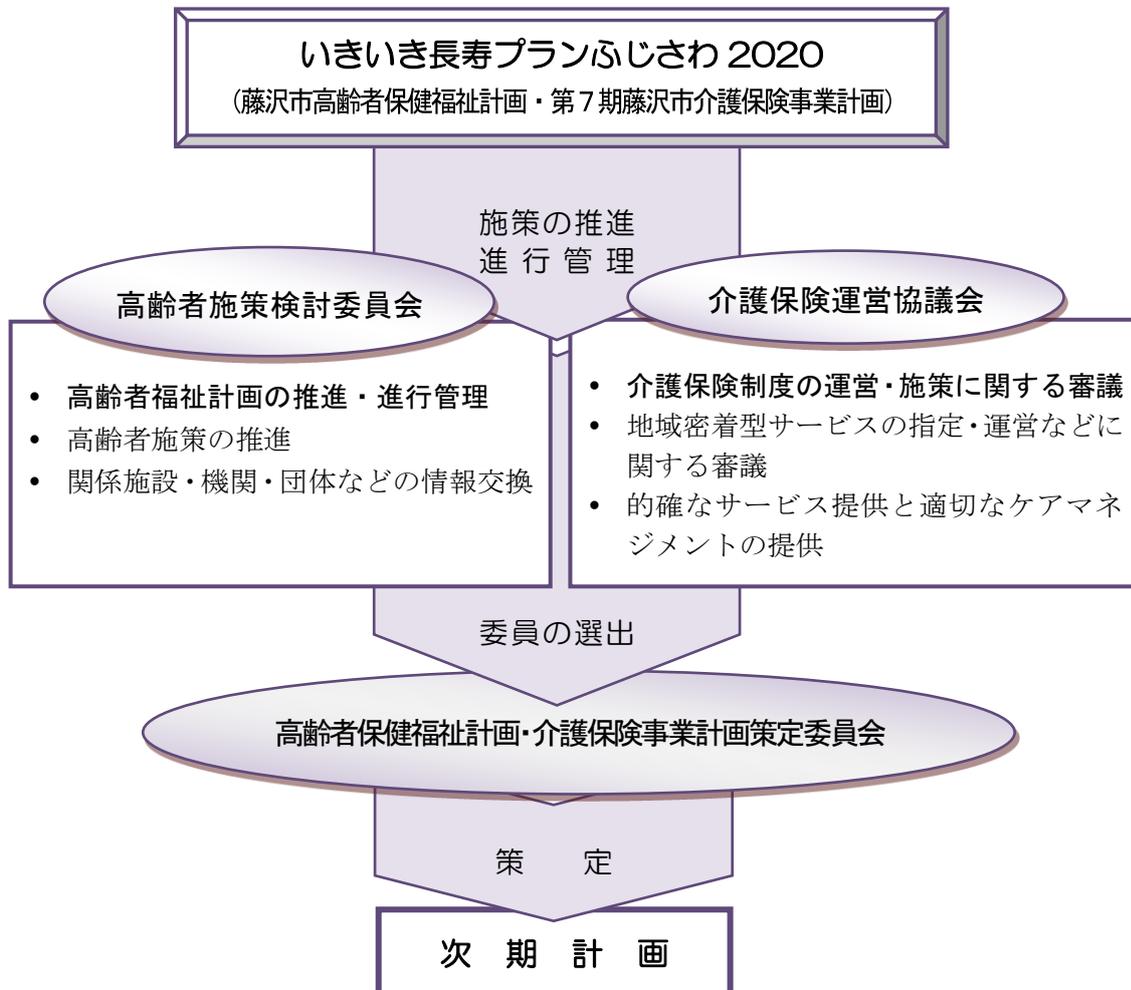
① 計画の推進体制と進行管理

本市では、2000年度（平成12年度）から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

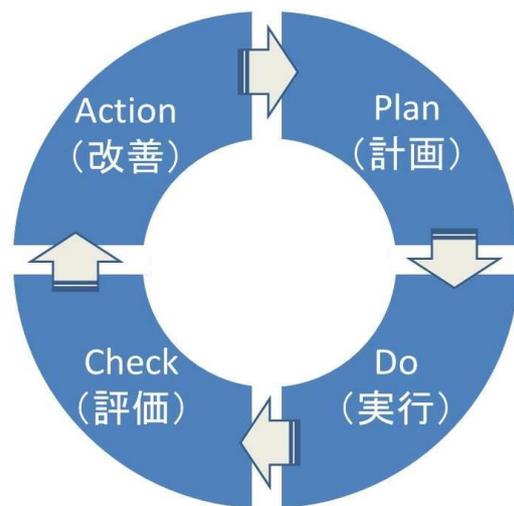
これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります。



② 評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標をP D C Aサイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	高齢者福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直しおよび改善を行います。



以 上

(事務担当：福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室・介護保険課)